

別記様式（第十二条関係）（平16国交令58・旧別記様式第六・一部改正、令2国交令101・一部改正）

（表）

8.5cm	第	号
	身分証明書	
	官 職	
	氏 名	
	年 月 日生	
	上記の者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第23条第1項の規定により、実地検査等を行うことができる者であることを証する。	
	交付年月日	
	有効期限	
	委任された機関名	
	6 cm	

(裏)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和30年法律第179号) 抜すい

(立入検査等)

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事務の委任)

第26条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関又は都道府県の機関に委任することができる。